

## 原子力規制委員会関係資料

1	原子力災害対策指針（平成24年10月31日）	1
2	拡散シミュレーションについて	
	(1) 拡散シミュレーション（MACCS2）の試算結果（総点検版）	
	【大飯及び高浜発電所】	19
	(2) OSCAAR（オスカー）について	27
3	第25回原子力規制委員会資料【防護措置・被ばく医療関係】	
	（平成25年1月30日）	29
4	第3回緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム	
	資料（平成25年1月29日）	39

平成25年2月1日

京都府防災会議



## 原子力災害対策指針ポイント

平成 24 年 11 月

- 本指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項等を定めるものである。
- 今回の策定に当たっては、地方公共団体における地域防災計画の検討作業に最低限必要となる事項をとりまとめた。
- 内容の充実のため、更に議論を要するものについては、検討事項に位置づけたが、今後、内容がとりまともり次第、速やかに指針に反映する。
- 具体的な主な記載事項と検討課題については以下のとおりである。

### 1. 主な記載事項

#### (1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ・ 指針の位置づけ
- ・ 原子力災害の特徴
- ・ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

#### (2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ・ 緊急時の意思決定ための基準となる EAL・OIL の設定
- ・ 避難準備等の事前対策を講じておく区域である PAZ（施設から 5 キロを目安）・UPZ（施設から 30 キロを目安）の導入
- ・ 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

#### (3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ・ 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・ 住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ・ EAL・OIL に基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等）の実施

#### (4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ・ 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・ 影響を最小限にするための除染措置の実施

※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。

## 2. 今後の検討事項

### ○原子力災害事前対策の今後の在り方

- ・ EAL・OIL、緊急事態区分の在り方
- ・ PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域
- ・ 一時退避ができる施設

### ○緊急時モニタリング等の今後の在り方

- ・ モニタリング計画の策定等の在り方
- ・ SPEEDIの活用方策

### ○オフサイトセンターの今後の在り方

- ・ 実用炉以外のオフサイトセンター

### ○緊急被ばく医療の今後の在り方

- ・ 緊急被ばく医療設備・資機材、関係医療機関の連携
- ・ 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
- ・ スクリーニングの技術的課題

### ○東京電力福島第一原子力発電所への対応

- ・ 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況の移行に関する考え方
- ・ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方

### ○地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 住民が必要とする情報について定期的な情報共有の場の設定

以上

目次	1
前文	3
<b>第1 原子力災害</b>	5
(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任	5
(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路	5
(3) 原子力災害の特殊性	6
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	7
<b>第2 原子力災害事前対策</b>	8
(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方	8
(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について	8
(3) 原子力災害対策重点区域	9
(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策	12
(5) 緊急時における住民等への情報提供のための体制整備	13
(6) 緊急時モニタリングの体制整備	13
(7) 緊急被ばく医療体制の整備	14
(8) 平時からの住民等への情報提供	15
(9) オフサイトセンター等の整備	16
(10) 諸設備の整備	16
(11) 防災関係資料の整備	17
(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練	17
	1
-----	
<b>第3 緊急事態応急対策</b>	19
(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方	19
(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策	19
(3) 緊急時モニタリングの実施	19
(4) 緊急時における住民等への情報提供	20
(5) 防護措置	20
(6) 核燃料物質等の輸送時の防災対策	23
<b>第4 原子力災害中長期対策</b>	24
(1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方	24
(2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施	24
(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定	24
(4) 発災後の復旧に向けた健康評価	24
(5) 除染措置	25
(6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方	25
<b>第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について</b>	26
(1) 中長期的対策について	26
(2) 原子力災害対策重点区域について	26
<b>第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題</b>	27
<b>第7 結び</b>	29

## 指針本文

### 前文

#### <目的・趣旨>

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき、原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするにある。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

- ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。
- ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。
- ・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

#### <対象>

本指針の対象は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

#### <過去の経緯>

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめた。

平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成24年3月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を

3

含む教育・訓練の不足、緊急時の情報提供体制の不備、避難計画や資機材等の事前準備の不足、各種対策の意思決定の不明確さ等に関する見直しについても多数の提言がされた。

平成24年9月18日を以て、原子力安全委員会は廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

本指針は、上記の旧指針及び中間とりまとめの内容を精査し、さらに、上記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。

4

## 第1 原子力災害

### (1) 原子力災害及び原子力事業者の責任

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（同法第2条第2号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。

### (2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

#### ① 放射性物質又は放射線の放出

##### (i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

##### (ii) 核燃料施設で想定される放出形態

##### (イ) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

5

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記(i)と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

##### (ロ) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

#### ② 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

##### (i) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

##### (ii) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

### (3) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検出できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

6

・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後にも現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

#### (4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、上記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という。)等の勧告、特にPublication 109, 111や国際原子力機関(以下「IAEA」という。)のGS-R-2等の原則に則り、住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

7

## 第2 原子力災害事前対策

### (1) 原子力災害事前対策の基本的考え方

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。

これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分に行っておく必要がある。

### (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について

#### ① 緊急事態の段階

緊急事態においては、緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の詳細について検討しておくことが有効である。準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う必要がある。初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う必要がある。中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う必要がある。さらに、復旧段階では、被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

#### ② 緊急事態初期における防護措置の考え方

上記①の緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置を講じるためには、以下のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

##### (i) 緊急時活動レベル(EAL)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベル(Emergency Action Level, 以下「E

8



AL」という。)として設定する。EALの具体的内容については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(ii) 運用上の介入レベル (OIL)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル (Operation Intervention Level, 以下「OIL」という。)として設定する。OILの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(3) 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。)が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEA

9

EALの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3~5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響を最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5~30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area) の検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

(ニ) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域は、以下のとおりとする。ただし、当該区域は、上記(i)で述べた実用発電用原子炉に係る見直し内容も踏まえた見直しを行うべく、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に反映する。

10

(表)

施設の種類の		重点区域の目安 (半径)
原子力発電所 (実用発電用原子炉に係る原子炉施設を除く。)、研究開発段階にある原子炉施設及び 50MW より大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約 8~10km (※1 参照)
再処理施設		約 5km
試験研究の用に供する原子炉施設施設 (50MW 以下)	熱出力 ≤ 1kW	約 50m
	1kW < # ≤ 100kW	約 100m
	100kW < # ≤ 10MW	約 500m
	10MW < # ≤ 50MW	約 1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	※2 参照
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量 (※3 参照) 以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定形状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度 5% 以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約 500m
	それ以外の施設	約 50m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設		約 50m
使用済燃料中間貯蔵施設 (※4 参照)		約 50m (※5 参照)

11

※1 独立行政法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」「ふげん」の重点区域については、上記 (i) の実用発電用原子炉に係る原子炉施設と同様とする。

※2 特殊な施設条件等を有する施設及び重点区域の目安

- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構 JRR-4 約 1000m
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構 HTTR 約 200m
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構 FCA 約 150m
- ・株式会社東芝 NCA 約 100m

※3 重点区域の目安についての技術的補足事項

臨界量は、水反射体付き均一  $UO_2F_2$  又は  $Pu(NO_3)_4$  水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

- ・ウラン (濃縮度 5% 以上) 700g-235U
- ・ウラン (濃縮度 5% 未満) 1200g-235U
- ・プルトニウム 450g-239Pu

※4 事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。

※5 重点区域の目安の距離を約 50m とする場合の施設からの距離の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域からの距離とする。

### ③ 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画を策定する際には、上記② (i)、(ii) で述べた考え方を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記の PAZ 及び UPZ の数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZ に包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

### (4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時より原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、

12

当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

原子力施設の異常事態に関する情報を、国・地方公共団体に迅速かつ正確に通報することは、原子力事業者の極めて重大な責務である。したがって、原子力事業者は、原子力施設の特性を踏まえて、施設内の異常事態や施設外の放射線量を適切に把握するための測定器等を配置し、監視体制を整備しておく必要がある。さらに、あらかじめ、通報責任者、通報連絡様式及び手段を定める等、必要な情報を迅速かつ頻繁に伝えることができるような措置を講じておく必要がある。

#### (5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備

緊急時において、住民等の行動に関する指示が迅速かつ正確に伝達されるような体制を平時から構築しておく必要がある。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）一時滞り者等に対する十分な配慮を行うことが必要である。

具体的には、地域防災計画等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達されるような仕組みを構築することが必要である。このため、緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所、医療機関の場所、防災活動の手順等について、平時から情報提供しておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。

さらに、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を日頃から構築する必要がある。

#### (6) 緊急時モニタリングの体制整備

緊急事態においては、緊急時モニタリングを行い、周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握することが重要である。それらは、防護措置を適切に実施するための判断根拠となるため、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を事前準備しておくとともに、様々な災害を想定してモニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。

緊急時モニタリングは、以下のとおり大きく2段階に分かれる。

##### ① 第一段階

第一段階のモニタリングは、緊急事態の発生直後から速やかに開始する。その結果をOILと照らし合わせて防護措置に関する判断に用

13

いる。第一段階では、以下の事項を把握する。

- ・原子力施設周辺の空間放射線量率及び周辺に放出された大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素）の濃度
- ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム）の濃度
- ・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

##### ② 第二段階

第二段階のモニタリングは、上記①の第一段階のモニタリングより広い地域において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。第二段階では、上記①の第一段階における把握事項に加えて、以下の事項を把握する。

- ・上記①以外の対象核種についての大気中の放射性物質の濃度
- ・上記①以外の対象核種について環境試料中の放射性物質の濃度
- ・住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量の評価

#### (7) 緊急被ばく医療体制の整備

原子力災害が発生した場合には、通常の災害医療に加えて被ばく医療の概念が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、除染の可能性等を考慮し、被災者や障害者に適す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を整然と行うことが必要である。そのためには、平時から準備されている災害医療組織を最大限に活用すること、指揮系統を平時より確認しておくことが重要である。さらに、被ばく医療の特殊性の一つとして、放射線の長期影響や晩発障害を予測し、その防護措置を講じることも重要である。上記を踏まえ、原子力災害が発生した場合の医療的措置として以下の要点を留意しなければならない。

- ・一般災害時の救急業務の在り方を軸として指揮系統を整備しておくこと。
- ・初動医療も含めたメディカルコントロールを徹底すること。
- ・緊急被ばく医療を主導する責務を平時より認識すること。
- ・被ばく医療の専門的意見を積極的に取り入れる許容性を持つこと。
- ・通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等の災害時の救急業務に関係する重点事項については、被ばく医療としての特殊性を考慮するとともに、個々の地域としての特殊性をも鑑みて決定すること。
- ・受入れ医療機関の選択とその役割については、その構造的基盤や人材的基盤の他に放射性物質の拡散予測等に基づいて位置を考慮する

14

こと。

- ・受入れ医療機関では、スクリーニング（被ばく者の汚染検査）、線量管理（被ばく者の放射線量測定）、除染（被ばく者の管理）等の被ばく医療に直結する作業に精通している者を養成すること。なお、この医療機関においては上記のような医療スタッフだけでなく、機関の施設管理者の理解が必須であり、そのための教育・研修を継続的に行うこと。
- ・住民に最も近い救急組織との連携体制を平時から確認すること。特に、これらの組織では放射線に関する基礎知識や被ばくの影響に関する最新の情報を等しく共有できるように努めること。また、防護服等の被ばく医療に必要な基本的な物資の整備・点検を怠らないこと。

#### (8) 平時からの住民等への情報提供

原子力災害の特殊性に鑑み、住民等が国の原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の指示に従って混乱なく行動をできるように、平時から原子力災害対策重点区域内の住民等に対して必要な情報提供を行っておく必要がある。情報の内容としては、次のものが挙げられる。

##### ① 放射性物質及び放射線の特性

それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識

##### ② 原子力事業所の概要

原子力施設の事故防止の仕組みの概要、平常時及び緊急時の環境放射線モニタリングの仕組み（平常時のモニタリング結果を含む。）の概要

##### ③ 原子力災害とその特殊性

放射性物質又は放射線による被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法

##### ④ 原子力災害発生時における防災対策の内容

緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順

ただし、住民等との情報共有等の在り方の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

15

#### (9) オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。実用発電用原子炉に係る原子炉施設のオフサイトセンターについては、PAZ及びUPZの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。

オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。

オフサイトセンターに加えて、原子力事業者は、原子力施設周辺において事故対応に必要な資機材、人員等の中継が可能となる現場活動拠点を適切な場所にあらかじめ設定し、必要に応じて臨時に設置できるようにしなければならない。

なお、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外のオフサイトセンターについては、当面は現在のオフサイトセンターを活用するものとするが、今後、その詳細については原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

#### (10) 諸設備の整備

原子力災害対策を適切に行うためには、所要の物的資源を整備しなくてはならない。放射線の影響は必ずしも即時に現れないため、放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければならない。これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。また、放射線の影響下での作業であるための防護資機材の整備が必要である。加えて、緊急被ばく医療設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保するために、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があることを踏まえた上での整備を行わなければならない。

ただし、これらの設備から得られる予測情報の活用方策の明確化及び緊急被ばく医療に関する資機材の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

16

### (11) 防災関係資料の整備

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するため、関係機関はそれぞれの業務に関する防災計画等を有していなければならない。また、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関においては、あらかじめ定められたそれぞれの場所に原子力災害対策のために必要とされる資料として組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備しておく必要がある。オフサイトセンターには関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。いずれの資料も、常に最新のものに更新しておくことが不可欠であり、そのための仕組みを構築しておく必要がある。

### (12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、その防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」の維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

#### ① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員すべてに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することが有効である。

#### ② 訓練

訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得よう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、PAZ及びUPZ内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な

17

改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の防災対策との連携を図ることに留意すべきである。

18

### 第3 緊急事態応急対策

#### (1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。その際、以下のとおり観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。

#### (2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下のような手順で、原子力事業者、国、地方公共団体等が異常事態の状況を把握し、必要に応じた緊急事態応急対策を講じなければならない。

手順1 原子力事業者が原子力施設の状況に関する情報収集並びに敷地境界線等及び施設近傍における環境放射線モニタリングを実施

手順2 原子力事業者が、異常事態について、国、地方公共団体等へ報告

手順3 原子力事業者からの報告に基づき、国、地方公共団体等が、環境放射線モニタリングを実施

手順4 国、地方公共団体等が、住民等へ情報を提供するとともに、原子力施設の状況及び環境放射線モニタリング結果に基づき以下の緊急事態応急対策を実施

- ・屋内退避
- ・避難
- ・安定ヨウ素剤の服用
- ・飲食物の出荷・摂取制限

なお、手順1においては、原子力事業者は、放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた情報は速やかに通報すべきである。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

#### (3) 緊急時モニタリングの実施

原災法に基づき、原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項の規定に基づき原子力事業者に対して通報を義務づけられる事象を

19

いう。以下同じ。)の通報があった段階で、国及び地方公共団体等は、緊急時モニタリングを開始する。その際、原子力規制委員会は、自らモニタリングを実施するとともに各分野のモニタリングの結果等を総括して管理する。

なお、緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、従来の「環境放射線モニタリング指針」（平成20年に原子力安全委員会策定）等を参考にしつつ、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載することとする。

#### (4) 緊急時における住民等への情報提供

緊急時には、国、地方公共団体等は、住民等に正確な情報提供を迅速に、かつ、分かりやすい内容で行わなければならない。また、住民等に対する情報は、下記の項目について定期的に繰り返し伝達すべきである。

- ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻
- ・空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- ・各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬のないようにするとともに、担当者は広報技術を習得した者が対応すべきである。

#### (5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施しなければならない。

##### ① 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線の遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。

屋内退避においては、建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、この点、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いものがコンクリート建家である。ただし、屋内退避が長期にわたる場合又は見込まれる場合には、屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また一方で日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替を検討する必要がある。

なお、具体的な地域防災計画の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討しておく必要がある。

20

## ② 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき措置である。放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。

緊急時には、緊急事態が発生した時点で、原子力施設からの放射性物質の放出による被ばくを回避するため、まずP A Zにおいて即時避難を実施する。それに続き、確率的影響を低減するため、U P Zにおいて原子力施設の状況及び緊急時モニタリング結果により把握できた周辺の状況に基づいた避難を実施する。

実際の避難に当たっては、原子力規制委員会が把握した環境放射線モニタリング結果等を踏まえて、原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難の判断を行った上で、避難指示を地方公共団体を通じて混乱がないよう住民等に適切かつ明確に伝えることが必要である。

その際、住民等に避難による肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者に対する配慮が必要である。また、避難場所の再移転が避けられない場合は、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、ブルームから避難する際は、風下軸から一定の範囲にいる住民に対して、必要な措置を講じるべきである。加えて、無用の被ばくを回避するため、必要に応じて立入制限区域を設定することも重要である。

なお、避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が、一時避難ができる施設については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

## ③ 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取りこまれてから数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。

安定ヨウ素剤の服用の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとするべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として即時避難と同時に投与の指示を行い、住民等が避難所等において、医療関係者の指示の下、安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならない。
- ・ U P Zにおいては、避難や屋内待避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにしなければならないが、具体的な手順については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

21

なお、P A Z及びU P Zいずれにおいても、放射性ヨウ素の集積が比較早い子供については優先的な服用が必要となる点に留意しなければならない。また、安定ヨウ素剤の投与指示は、原子力施設やモニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が一義的な判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体により所定の医療関係者に速やかに伝達されることが必要である。

## ④ 緊急被ばく医療

緊急事態には、あらかじめ整備した医療体制に基づいてメディカルコントロールを行う。すなわち、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、医療機関や救急組織へ伝達する。情報を得た医療機関や救急組織は、搬送する患者の被ばく線量の推定又は測定とその搬送先について、適切かつ迅速に対応する。

ただし、被ばく者の汚染検査、通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等はメディカルコントロールの詳細と合わせて、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

## ⑤ スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療を円滑に行うためには不可欠であり、メディカルコントロールや被ばく治療の実施のためであることはもとより、急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断基準、汚染の拡大防止等のためにも実施しなければならない。

汚染程度を把握するために実施するスクリーニングの方法とその検出量は目的に応じて異なるが、以下のスクリーニングにおける課題については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

- ・スクリーニングの方法、体制、実施場所、環境、機器、設備の整備
- ・スクリーニングレベルの実用的な値の設定と適用
- ・スクリーニングの標準化と測定者の養成
- ・スクリーニングからの被ばく線量評価

## ⑥ 飲食物摂取による被ばくの防護

緊急時には、飲食物のモニタリングを行い、経口摂取等による内部被ばくの低減を図らなければならない。その際、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、原子力災害対策本部を通じて、飲食物のモニタリング結果等の情報を地方公共団体に知らせ住民等へ周知するようにする。

## ⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポ

22

ケット線量計、アラームメータ等)、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

#### ⑧ 各種防護措置の解除

各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する自治体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。

#### (6) 核燃料物質等の輸送時の防災対策

原子力施設内の事故だけでなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行う。

23

### 第4 原子力災害中長期対策

#### (1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

#### (2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施

発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

- ・ 避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・ 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・ 現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

なお、中長期にわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

#### (3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

#### (4) 発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減する

24



と同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

#### (5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

#### (6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあつては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

これら3つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

25

### 第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について

#### (1) 中長期対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活をおくることとなった。平成24年10月現在までに、一部の地域について警戒区域が解除されるとともに、従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」の3つの区域が設定されたが、このうちの「帰宅困難区域」については、特に空間放射線量率が高く、一時立ち入りをする場合には個人線量管理やスクリーニングが求められている。また、それ以外の区域についても、一時立ち入りをする場合のスクリーニング等が原則義務づけられていないものの、宿泊はできない等の制約もあり、空間放射線量率を下げるため除染措置を継続していく必要がある。また、複合災害に伴う長期間の避難、屋内退避、集団生活、ストレス等が、現在の健康状態に影響を与え、更に将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。

したがって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の中長期対策については、このような被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていく必要がある。

#### (2) 原子力災害対策重点区域について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、平成24年10月現在、炉規法第64条の2第1項の規定による特定原子力施設の指定の検討も別途進めており、他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。このため、原子力規制委員会としては、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域については、今後、同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進めることとする。

26

#### 第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ① 原子力災害事前対策の在り方
  - ・防護措置実施を判断する際のEALやOIL、緊急事態区分の在り方
  - ・UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入や、実用発電用原子炉に係る原子力施設以外の原子力災害対策重点区域の範囲
  - ・避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が一時避難ができる施設
- ② 緊急時モニタリング等の在り方
  - ・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方
  - ・SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の活用により、モニタリング結果に基づく放出源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策
- ③ オフサイトセンターの在り方
  - ・実用発電用原子炉に係る原子力施設以外のオフサイトセンターの在り方
- ④ 緊急被ばく医療の在り方
  - ・緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係
  - ・安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等
  - ・適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき測定器やその方法の標準化、被ばく線量評価との関係等の技術的課題
- ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
  - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
  - ・除染・健康管理等の在り方、リスク評価等を踏まえた原子力災害対策重点区域
- ⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

27

- ・安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

28

## 第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものである。



# 拡散シミュレーションの試算結果

(総点検版)

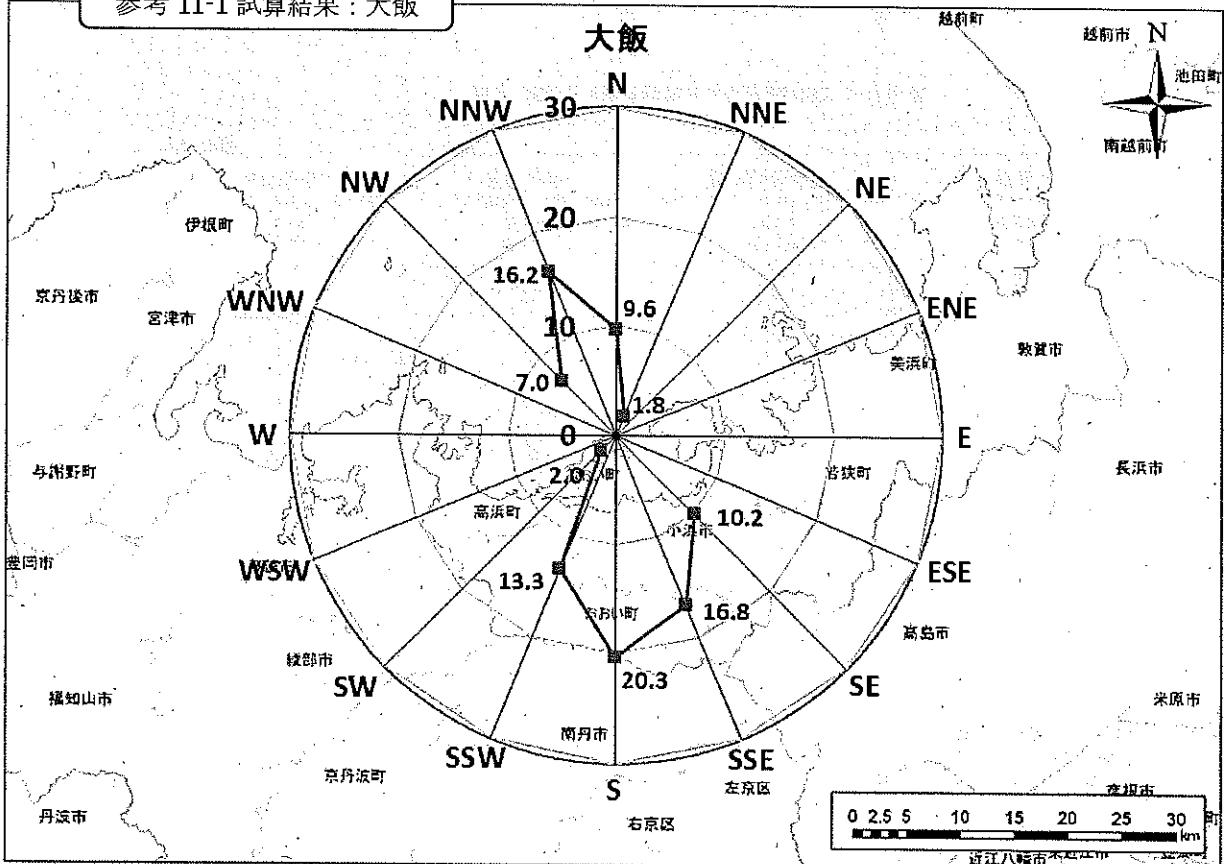
【大飯及び高浜発電所】

平成24年12月

原子力規制庁

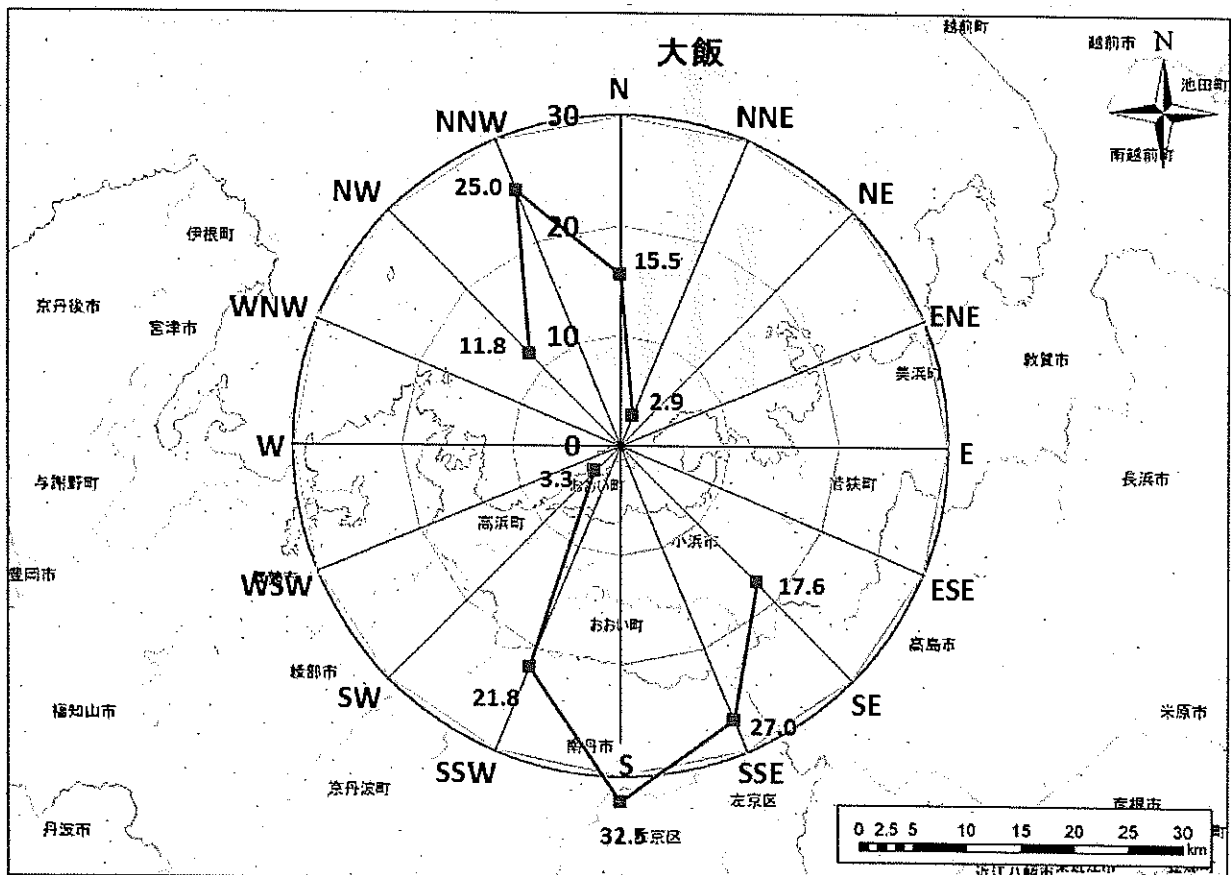


参考 11-1 試算結果：大飯



近江八幡市 承認番号 平18総便 第294-362号

福島第一原子力発電所（1～3号機）の放射性物質質量と同じと仮定した計算



近江八幡市 承認番号 平18総便 第294-362号

サイト出力に対応した放射性物質質量を仮定した計算

参考11-2 方位別のめやす線量を超える距離(大飯)

単位:km

	赤色骨髄線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質と同じと仮定) 97%値	赤色骨髄線量 (サイト出力に対応した放射性物質 量と仮定) 97%値	実効線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質と同じと仮定) 97%値	実効線量 (サイト出力に対応した放射性物質 量と仮定) 97%値
N	<0.2	0.4	9.6	15.5
NNE	<0.2	<0.2	1.8	2.9
NE	*	*	*	*
ENE	*	*	*	*
E	*	*	*	*
ESE	*	*	*	*
SE	<0.2	0.4	10.2	17.6
SSE	0.4	0.9	16.8	27.0
S	0.6	1.3	20.3	32.5
SSW	0.3	0.7	13.3	21.8
SW	<0.2	<0.2	2.0	3.3
WSW	*	*	*	*
W	*	*	*	*
WNW	*	*	*	*
NW	<0.2	0.3	7.0	11.8
NNW	0.5	1.0	16.2	25.0



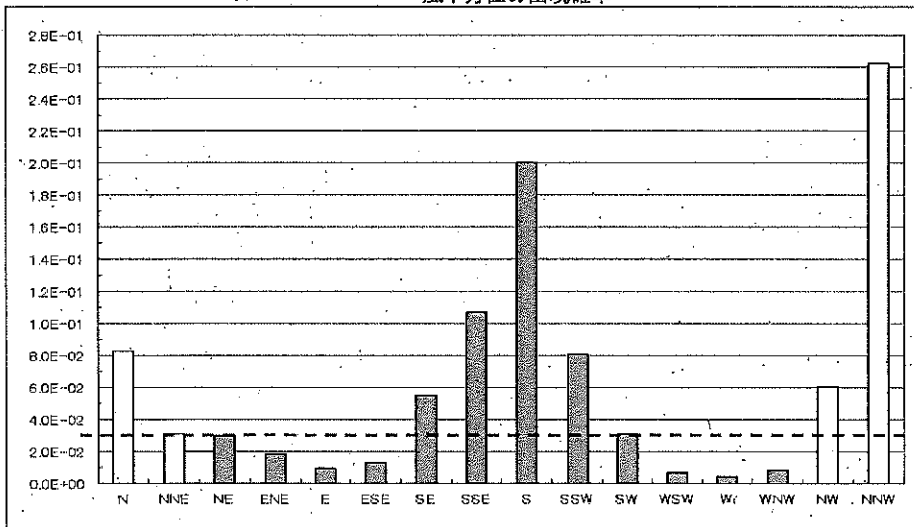
: 陸側最大方位



: 海側方位

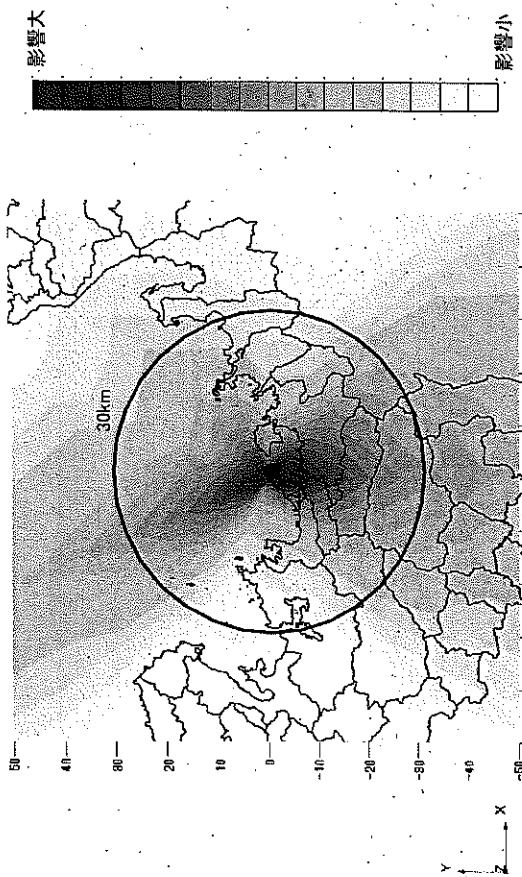
※印は、当該方位に着目した場合、97%値が出現しない場合を示す。  
 16方位のうち最大値となる(海側除く)  
 赤色骨髄線量の期待値:0.2km、すそ値:3.3km  
 実効線量の期待値:8.8km、すそ値:63.5km

風下方位の出現確率



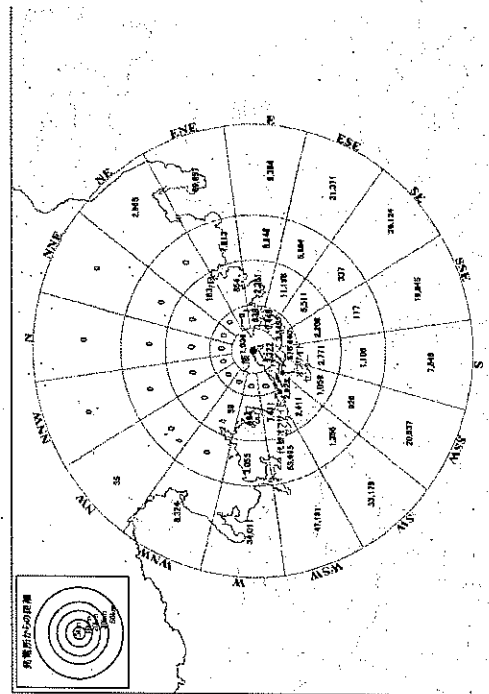
: 陸側方位





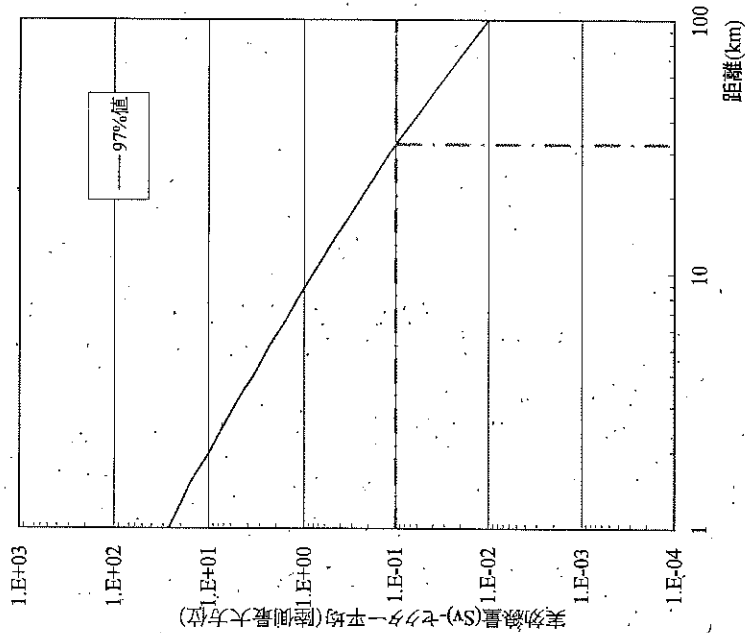
【国土数値情報(行政区域境界データ)国土交通省】を使用して作成

実効線量の期待値によるコンタム図及び30km同心円



(承認番号 平10総使 第294-362号)

参考11-3 サイド出力に対応した放射性物質量を仮定した計算(大飯)

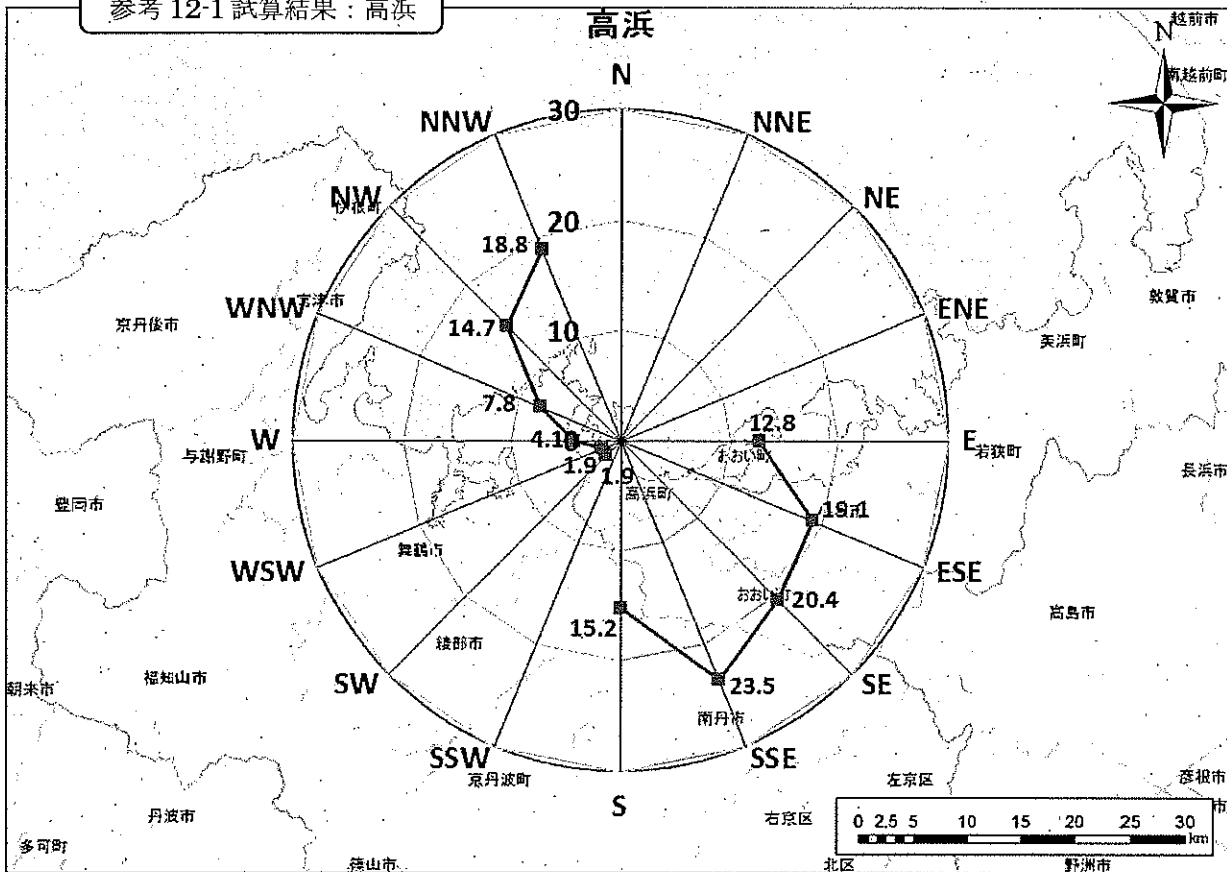


注:陸側最大方位はS

めやす線量を超える距離範囲

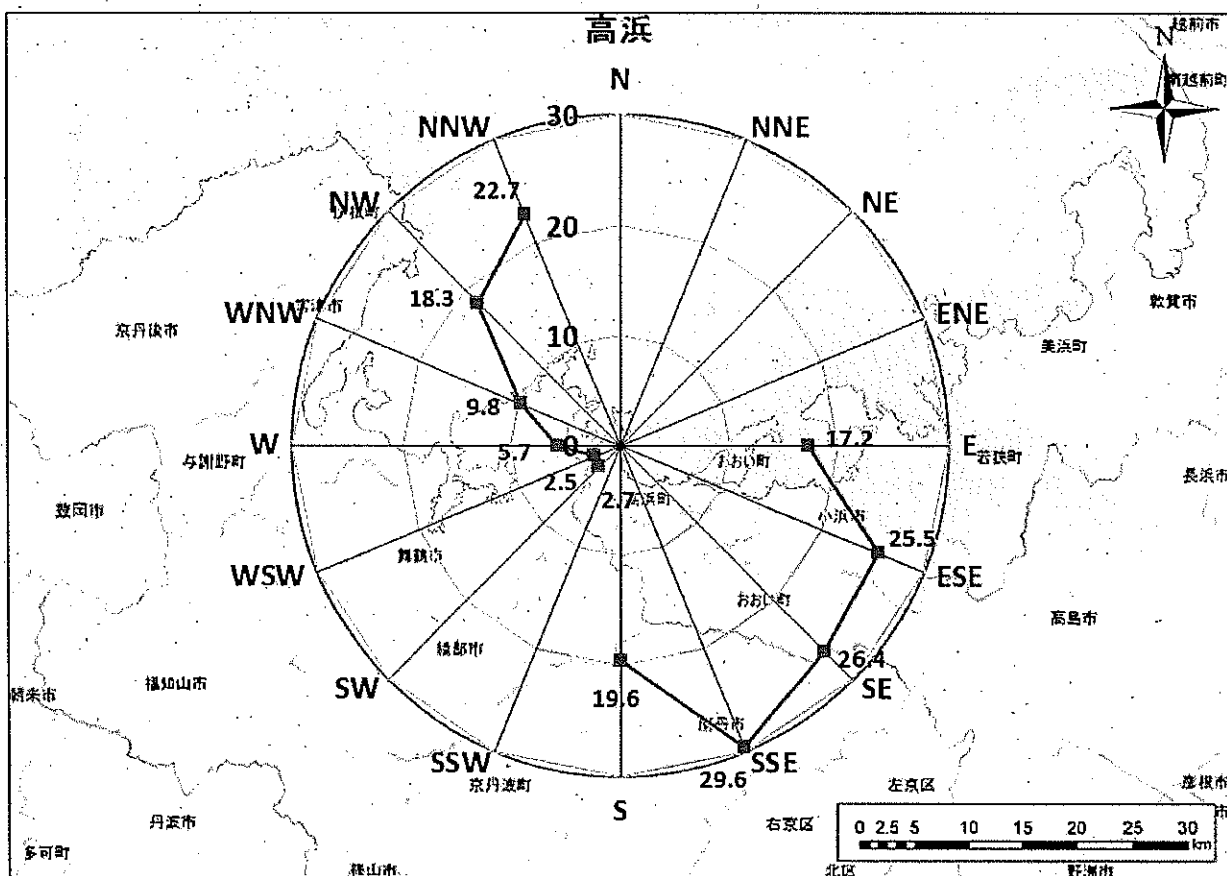
97%値	陸側最大方位
	32.5 km

参考 12-1 試算結果：高浜



承認番号 平18総便 第294-362号

福島第一原子力発電所（1～3号機）の放射性物質質量と同じと仮定した計算



承認番号 平18総便 第294-362号

サイト出力に対応した放射性物質質量を仮定した計算

参考12-2 方位別のめやす線量を超える距離(高浜)

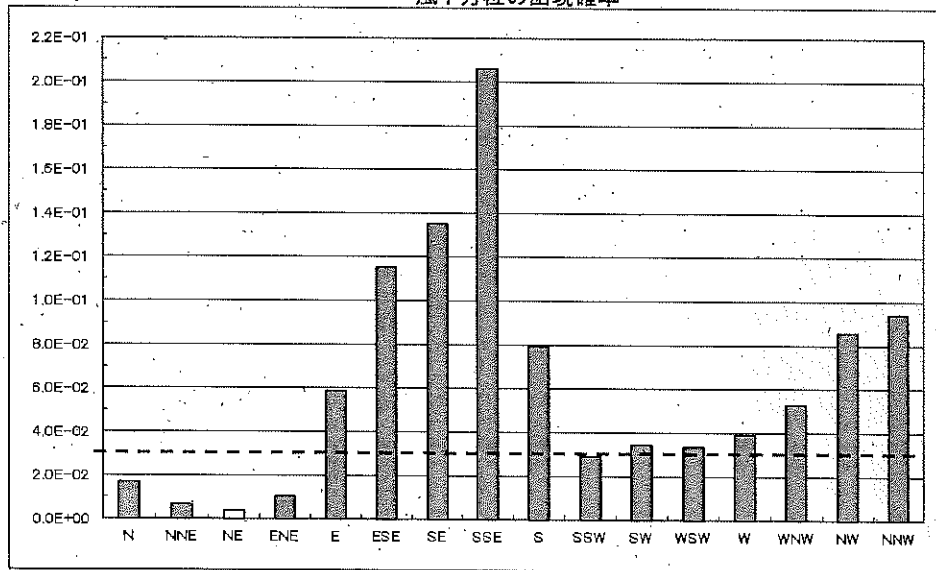
単位;km

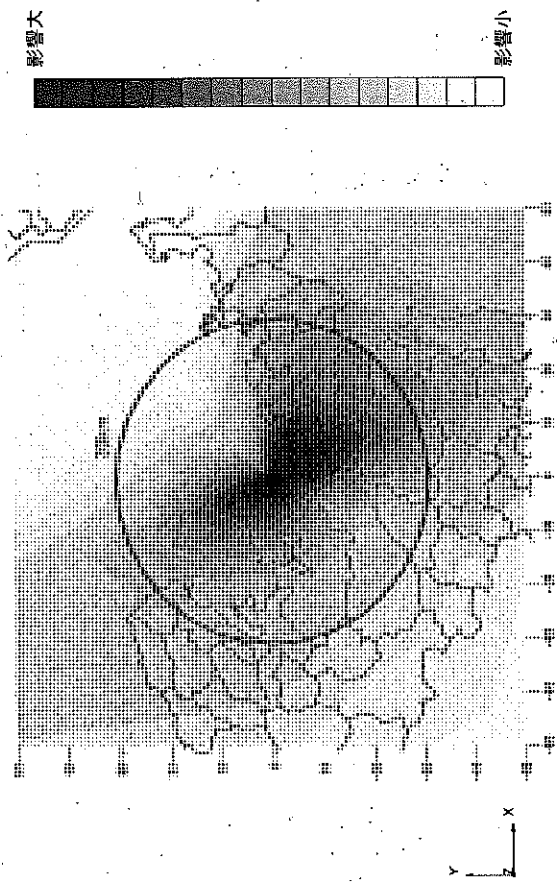
	赤色骨髄線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	赤色骨髄線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値	実効線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	実効線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値
N	*	*	*	*
NNE	*	*	*	*
NE	*	*	*	*
ENE	*	*	*	*
E	<0.2	0.3	12.8	17.2
ESE	0.4	0.8	19.1	25.5
SE	0.6	1.0	20.4	26.4
SSE	1.0	1.6	23.5	29.6
S	0.4	0.7	15.2	19.6
SSW	*	*	*	*
SW	<0.2	<0.2	1.9	2.7
WSW	<0.2	<0.2	1.9	2.5
W	<0.2	<0.2	4.1	5.7
WNW	<0.2	0.3	7.8	9.8
NW	0.4	0.8	14.7	18.3
NNW	0.7	1.1	18.8	22.7

□ : 陸側最大方位      □ : 海側方位

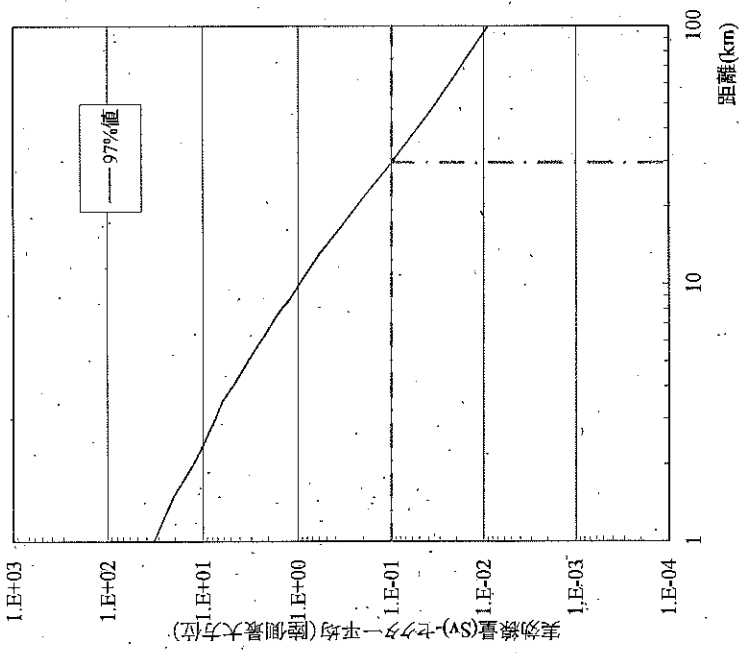
※印は、当該方位に着目した場合、97%値が出現しない場合を示す。  
 16方位のうち最大値となる(海側除く)  
 赤色骨髄線量の期待値:0.2km、すそ値:2.6km  
 実効線量の期待値:9.8km、すそ値:58.5km

風下方位の出現確率





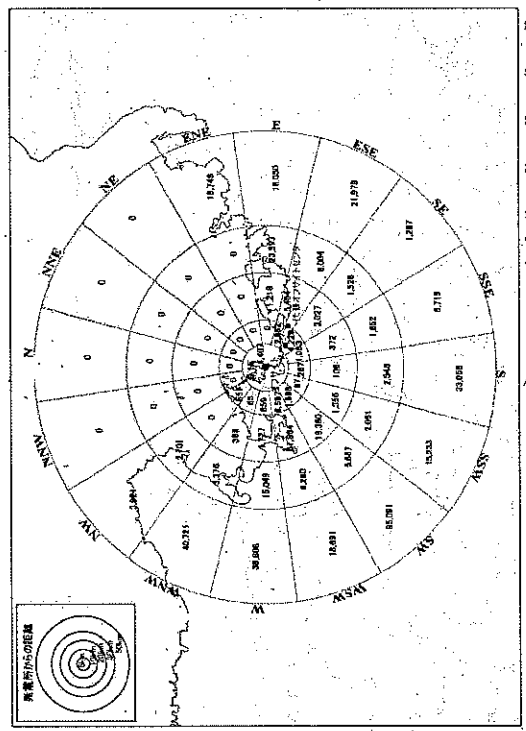
実効緑線の期待値によるコンタ図及び30km同心円



注; 陸側最大方位はSSE

めやす線を越える距離範囲

97%値	陸側最大方位
	29.6 km



(承認番号 平18総使 第294-382号)

参考12-3 サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した計算(高浜)

# OSCAAR(オスカー)について

## 1 内容

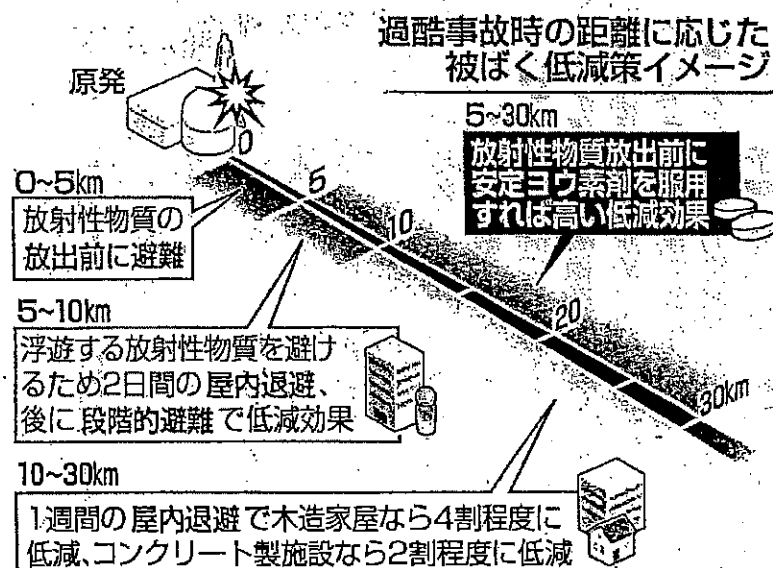
避難・屋内退避・安定ヨウ素剤服用等の各種防護措置による、サイトからの距離に応じた被ばく低減効果等を予測

## 2 予測方法

予測するサイト	モデルサイト
気象条件	年間における1時間ごとの気象データ8760通りから248通りをサンプリング
被ばく経路	外部被ばく(放射性雲、地表沈着)、吸入による内部被ばく
被ばく期間	1週間

## 3 実施主体

(独)日本原子力研究開発機構





## 平成 24 年度 第 25 回原子力規制委員会

1. 日時 平成 25 年 1 月 30 日(水) 10:30~12:00

2. 場所 原子力規制委員会 会議室 A

3. 議題

(1) 原子力災害対策指針(改定原案)について

(説明者 金子 修一 原子力防災課長)

(2) 核セキュリティに関する検討会設置要綱について

(説明者 杉本 伸正 原子力防災課核物質防護室長)

(3) 平成 24 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について

(説明者 市村 知也 安全規制管理官(PWR・新型炉担当))

(4) 平成 25 年度予算案について

(説明者 森本 英香 次長)

省  
略





## 原子力災害対策指針（改定原案）のポイント

平成25年1月30日  
原子力規制庁

- 平成24年10月31日に原子力災害対策指針が策定されたが、その際、内容の充実のため更なる議論が必要な事項を検討課題とした。
- このたび、その検討課題のうち、①原子力事前対策の在り方、②緊急被ばく医療の在り方、③緊急時モニタリング等の在り方のうちSPEED Iに係る事項、④東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応については、検討チーム等において検討を進めてきたところ、その結果がとりまとまったため、以下のとおり、指針に反映を行う。

## 1. 原子力災害事前対策

## ○緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化【P. 8～P. 16】

- ・緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び各区分に応じた主な防護措置について記載。
- ・全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及び各数値に該当した際の主な防護措置について記載。

## 2. 被ばく医療

## ○被ばく医療体制の整備【P. 23～25、P. 40】

- ・救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。

## ○安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備【P. 25～26、P. 38～39】

- ・PAZ域内については住民等への事前配布の導入、PAZ域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。

## ○スクリーニングの実施体制の整備【P. 40～42】

- ・内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。

### 3. その他

#### ○SPEEDIの活用について【P. 33】

- ・放射性物質の放出状況（ソースターム情報）の逆推定や、気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載。

#### ○東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について【P. 47～P. 51】

- ・特定原子力施設の指定に伴い、原子力災害対策重点区域や特定事象の通報対象を他施設とは区別した検討が必要であることや、避難の実態等を踏まえた原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策が必要であることについて記載。

### 4. 今後の予定

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1月30日（水） | 原子力規制委員会において改定案を提示 |
| 1月30日（水） | パブリックコメント開始        |
| 2月12日（火） | パブリックコメント〆切        |
| 2月20日（水） | 原子力規制委員会において改定案を決定 |

※今後、本改定に伴う原災法施行令改正等の所要の整備を予定。

以上

表1

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメーンは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動とすることとする。

事業者	PAZ(半径50km)				UPZ(半径10km)				UPZ外(半径10km以外)			
	体制整備	情報伝達	防護措置	モニタリング	体制整備	情報伝達	防護措置	モニタリング	体制整備	情報伝達	防護措置	モニタリング
事業者 公共団体	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>
事業者 公共団体	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員等への情報伝達</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> <li>自治体への事業要請</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>モニタリング情報の収集・分析</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> </ul>

※1…モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で防護を適切に実施する。

原子力事業者、地方公共団体、国が定めることと指定される措置等(2/2)

※1本ページの情報は各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動を定めます。

事業者 名 地方 団体 国	PAZ(半径3km)指定				UPZ(半径30km)				UPZ外(半径30km)				
	体制整備	情報提供	モニタリング等 <sup>※1</sup>	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング等 <sup>※1</sup>	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング等 <sup>※1</sup>	防護措置	体制整備
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体へ自治体へ通知	モニタリング等 <sup>※1</sup>	-	-	-	モニタリング等 <sup>※1</sup>	-	-
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-	-	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援及び実施	-	「(国) 避難の告知」 「(国) 避難の案内」 「(国) 自治体へ避難 指示の案内」 「(国) 自治体へ避難 指示の案内」
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-	-	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援及び実施	-	-
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-	-	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-	-	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-
0-1	-	-	-	-	-	「住民等への情報伝達」 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-	-	モニタリング情報の 収集・分析 モニタリングの支援 緊急時モニタリングの 支援	-	-

※2...緊急事態発生時の防護措置の指定に関する規定

表2 緊急事態区分とEALについて

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<p>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</p> <p>①原子力施設等立地道府県<sup>※1</sup>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②原子力施設等立地道府県<sup>※1</sup>において、大洋波警報が発令<sup>※2</sup>された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合<sup>※3</sup></p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等<sup>※4</sup></p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や、情報収集を行い、住民のための準備を開始する。</p>
	施設敷地緊急事態	<p>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</p> <p>①原子炉冷却材の漏えい。</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態	<p>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>が10分以上継続。<sup>※5</sup></p>	<p>PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	--	--

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源になった状態
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中のヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
  - ープラントの設計基準を超える事象
  - ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

図1 防護措置実施のフローの例

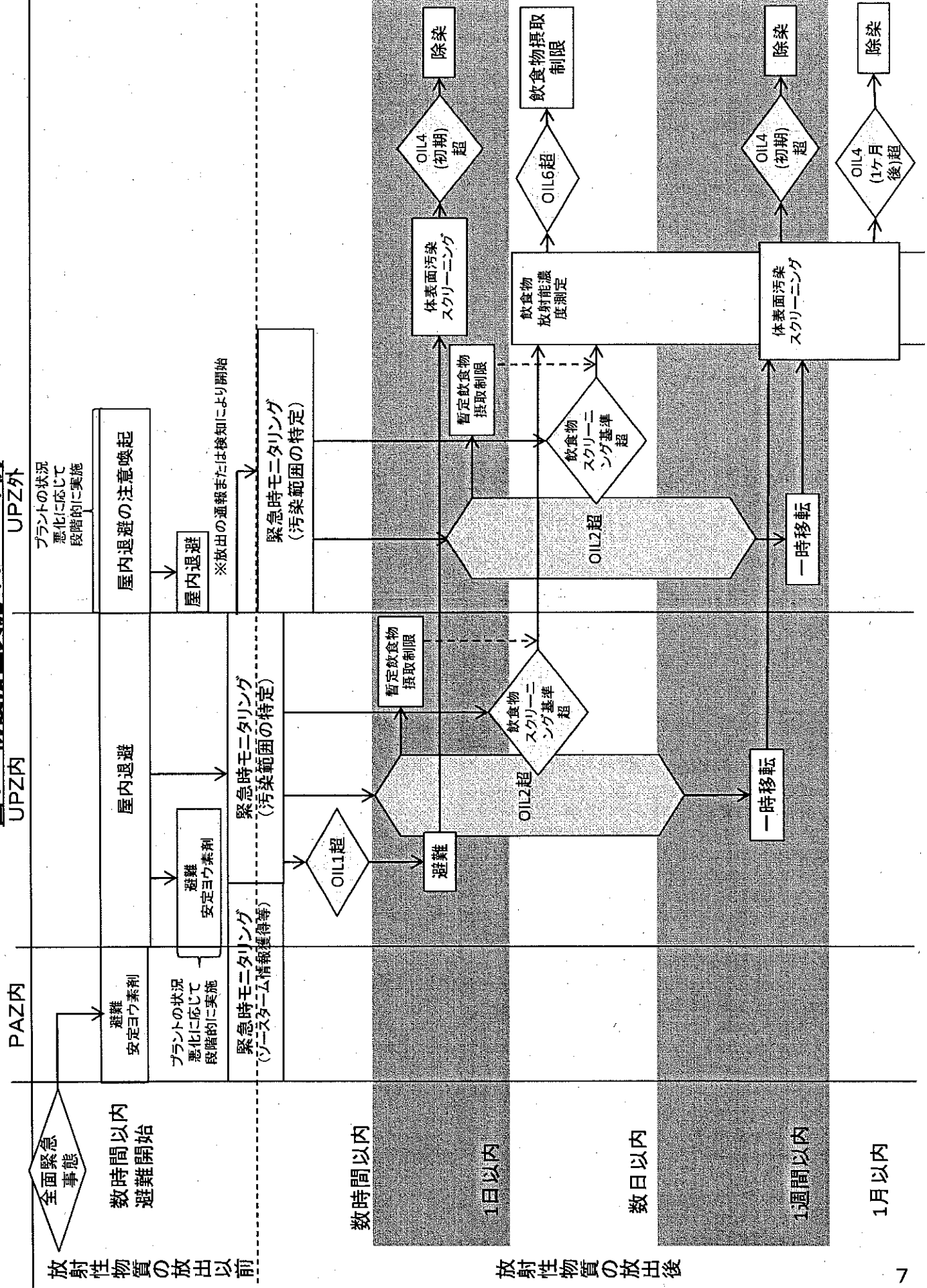


表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500pSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20pSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5pSv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。





# 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

## 第3回会合

### 議事次第

1. 日 時 平成25年1月29日(火) 14:00~16:00
2. 場 所 原子力規制委員会 13階会議室A
3. 議 題
  - (1) 緊急時モニタリングにおける関係機関の役割と分担について  
(事業者を交えた検討)
  - (2) 緊急時モニタリング実施計画について
  - (3) モニタリングセンターについて
  - (4) その他
4. 配布資料
  - (1) 緊急時モニタリングにおける関係機関の役割と分担(案)
  - (2) 緊急時モニタリング実施計画について(案)
  - (3) モニタリングセンターについて(案)

#### <参考資料>

- (1) 原子力災害対策指針
- (2) 防災基本計画(抄)
- (3) 原子力災害対策マニュアル(抄)
- (4) 各検討チームの議論を受けた原子力災害対策指針に盛り込む内容案(第7回原子力災害事前対策等に関する検討チーム及び第5回緊急被ばく医療に関する検討チーム会合資料)

#### <電気事業連合会提出資料>

- (1) 緊急時モニタリングに関する事業者意見

省  
略



緊急時モニタリングにおける関係機関の役割と分担（案）

平成25年1月29日

[準備段階]

速やかに初期モニタリングを開始できるように、体制を予め整備する。

- ・ 計画の策定と情報収集
- ・ 資機材及びモニタリングセンターの準備、要員の確保

[実施段階]

必要な情報を迅速に収集し、遅滞なく関係者に提供する。

例：数時間内の避難区域の特定や、数日内の迅速な飲食物摂取制限区域の特定のためのモニタリング情報の提供

- ・ 緊急時モニタリング体制の確立、初期モニタリング
- ・ 指揮系統の確立、調整
- ・ 測定、試料採取、分析の実施
- ・ データ授受、集約
- ・ データ解析
- ・ 公表

## 役割分担と協力体制

緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制庁、地方公共団体、原子力事業者等が協力して実施する。その他の関係省庁は、それぞれの行政目的に沿って支援する。

原子力規制委員会による統括とは、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示、関係機関によるモニタリング実施の総合調整、データの収集と公表、結果の評価、評価を受けた実施計画の改定等を行うことを意味する。

モニタリングを分担する範囲は、以下に示すとおり。

原子力事業者：放出源及び敷地境界 (A)

事故対策として立ち入りを禁じた区域 (B\*, D\*)

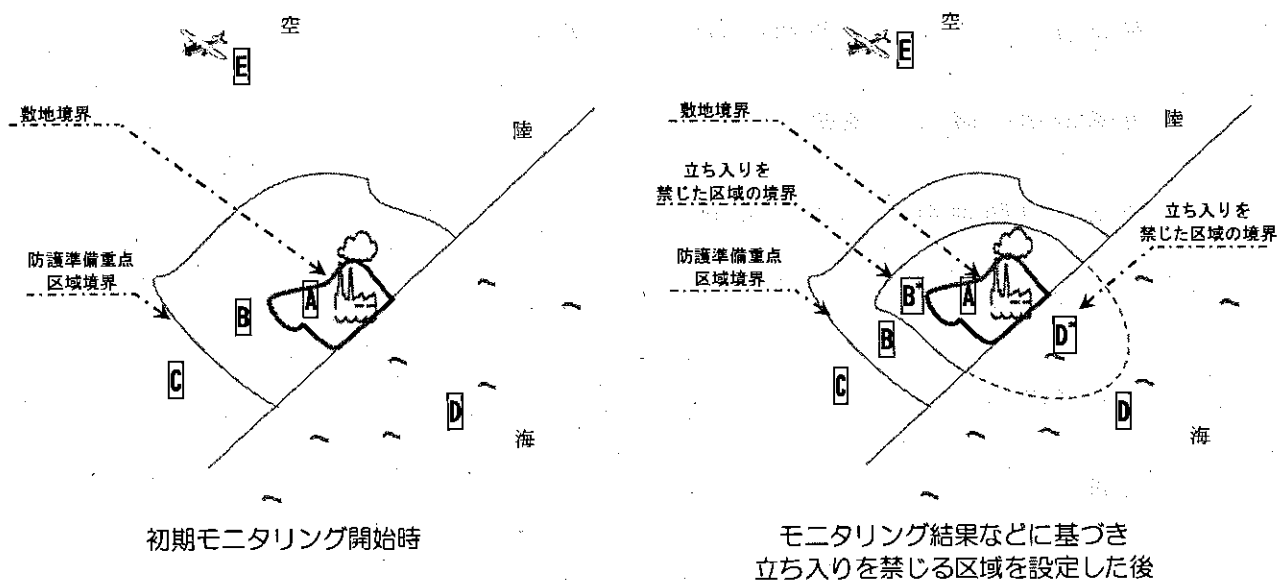
適当な濃度限度を超えて汚染した区域 (B, C, Dの一部)

地方公共団体：住民の生活する区域 (沿海域を含む) (B, C, D)

国：地方公共団体の枠を超えた、空や外海などの広い区域 (B, C, D, E)

事故対策として立ち入りを禁じた区域 (B\*, D\*)

各機関の実施支援 (B, C, D)



各機関の緊急時モニタリング時の役割

	国（原子力規制委員会、原子力規制庁）	地方公共団体（道府県、市町村）	原子力事業者（発災事業者、その他の事業者）
準備段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング実施計画</li> <li>資機材・要員の動員計画</li> <li>自らが行う緊急時モニタリングの資機材の準備、要員の確保</li> <li>各機関の資機材の準備、要員の確保の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画</li> <li>自らが行う緊急時モニタリングの資機材の準備、要員の確保</li> <li>モニタリングセンターの準備（道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画</li> <li>自らが行う緊急時モニタリングの資機材の準備、要員の確保</li> <li>各機関に貸し出す資機材の準備、要員の確保</li> </ul>
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材、要員の動員</li> <li>関係省庁、関係機関への協力要請</li> <li>初期モニタリングの実施指示、実施及び調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報</li> <li>資機材、要員の動員</li> <li>関係機関への協力要請</li> <li>初期モニタリングの実施</li> <li>国が現地で機能するまでの初期モニタリングの実施指示及び調整（道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報</li> <li>資機材、要員の動員</li> <li>初期モニタリングの実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指揮系統の確立及び全体調整</li> <li>関係省庁、関係機関との協力体制調整</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>空間線量率の測定</li> <li>環境試料の採取、分析</li> <li>地方公共団体、事業者とのデータの授受</li> <li>すべてのデータの集約と災対本部への提供</li> <li>自らが測定したデータの保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の指揮系統の確立及び協力体制調整</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>空間線量率の測定</li> <li>環境試料の採取、分析</li> <li>国、事業者及び地方公共団体のデータの授受</li> <li>自らが測定したデータの保管</li> <li>自らが測定したデータの解析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体との協力体制調整</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>空間線量率の測定</li> <li>環境試料の採取、分析</li> <li>国、地方公共団体とのデータの授受</li> <li>自らが測定したデータの保管</li> <li>自らが測定したデータの解析</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングデータ全般の解析</li> <li>OILとの比較、防災対策の判断</li> <li>測定結果全般の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らが測定したデータの公表</li> <li>住民への連絡</li> <li>住民の生活する区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らが測定したデータの公表</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の枠を超えた、空や外海などの広い区域</li> <li>事故対策として立ち入りを禁じた区域</li> <li>地方公共団体や事業者の実施分を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放出源及び敷地境界</li> <li>事故対策として立ち入りを禁じた区域</li> <li>適当な濃度限度を超えて汚染した区域</li> </ul>	
	公表		

注) 指定公共機関は国や地方公共団体の緊急時モニタリング活動を支援する。

防災区域に着目した役割分担と協力体制※

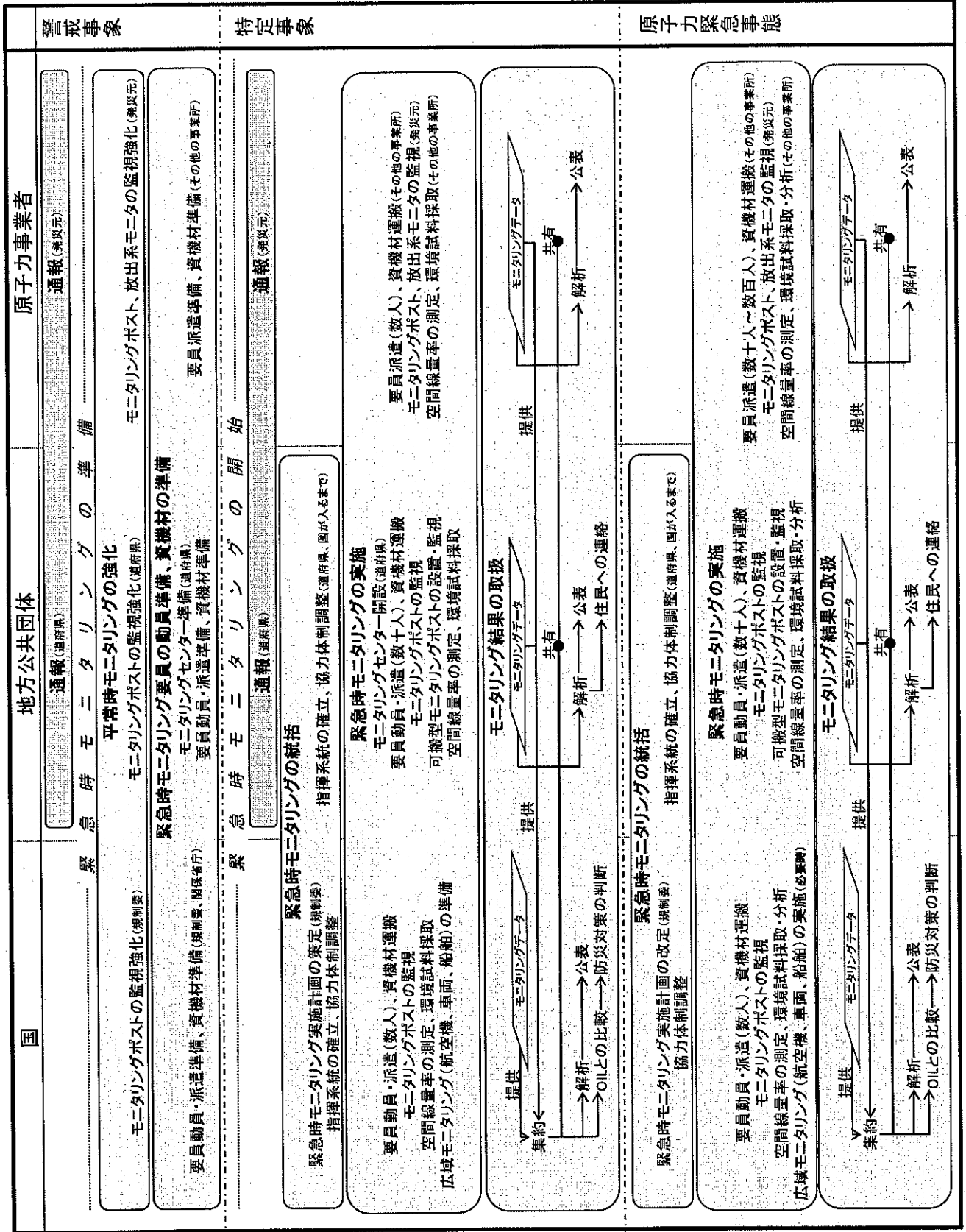
	敷地内	立入禁止区域	防護準備重点区域内	防護準備重点区域外
準備段階	計画の策定と情報収集	国(緊急時モニタリング実施計画及び資機材・要員の動員計画の策定) 原子力事業者(緊急時モニタリング計画の策定)	道府県・市町村 (緊急時モニタリング計画の策定)	
	資機材及びモニタリングセンターの整備、要員の確保	国(資機材準備・要員確保、各機関の資機材準備、要員確保の支援) ↑ 貸出し 調整 ↓ 原子力事業者(資機材準備、要員確保、各機関に貸し出す資機材準備、要員確保)	道府県・市町村 (資機材準備、要員確保)	
実施段階	緊急時モニタリング体制の確立、初期モニタリング	国(初期モニタリングの実施指示及び調整) ※ 道府県(国が機能するまでの調整) ※ ↓ ↓ ↓ 原子力事業者(資機材・要員の動員、初期モニタリングの実施)	国(初期モニタリングの実施指示及び調整、資機材・要員の動員、初期モニタリングの実施) ↑ 通報 ↓ 道府県(国が機能するまでの調整、資機材・要員の動員、初期モニタリングの実施) ↓ ↓ ↓ 市町村(資機材・要員の動員、初期モニタリングの実施)	
	指揮系統の確立、調整	国 ↓ 全体調整 ↓ 原子力事業者(国及び道府県、市町村との協力体制調整)	道府県・市町村(地方公共団体間の指揮系統の確立・協力体制調整) ↓ 全体調整 ↓	

※・・・前回資料からの変更点

	敷地内	立入禁止区域	汚染地域 (UPZ内)	汚染地域 (UPZ外)
測定、試料採取、分析の実施	原子力事業者(空間線量率の測定、環境試料の採取、分析)	国(空間線量率の測定、環境試料の採取、分析)	道府県・市町村(空間線量率の測定、環境試料の採取、分析)	
データ授受、集約	国 ↑ データ集約 ↓ データの提供 国を含む集約	原子力事業者	道府県 ↓ データ提供 ↑ データ集約 市町村	
※ データ解析	国(モニタリングデータ全般の解析)	原子力事業者(自らが実施した測定結果の解析)	道府県・市町村(自らが実施した測定結果の解析)	
公表	国	原子力事業者	道府県・市町村	

実施段階

事故対応の流れに応じた緊急時モニタリングの機能



数時間程度

数時間～1日程度



## 緊急時モニタリング実施計画について(案)

平成25年1月29日

- I 国が定める緊急時モニタリング実施計画の位置づけ
- 国がとして行う緊急時モニタリングについて示し、各道府県が有する緊急時環境放射線モニタリング計画の執行を妨げることなく、国が効果的に参画できるようにする国、地方公共団体、原子力事業者が連携して、効果的にモニタリングを実行できる計画とする。
  - 対象施設、事故の種類におけるきわめて多様な状況に迅速に対応するため、実施計画書のひな形をあらかじめ準備し、災害の状況に合わせて、その都度応じた実施計画を作成する。初動は簡潔な実施計画書とする。
  - 災害の進展に合わせて、随時見直されるべき計画とする。
  - 防護措置の判断のために必要な放射線レベルと放射性核種汚染のレベルについて、正確で時宜を得たデータを提供することを目的とし、それになう計画とする。
- II 初期モニタリングにおける緊急時モニタリング実施計画の要件(案)
- 適用範囲 (適用する災害の特定等)
  - 体制 (発災地域、対応機関の特定とそれに応じた体制等)
  - 実施内容
    - ・ モニタリング項目と重要度
    - ・ 実施機関
    - ・ 測定場所
    - ・ 測定方法
    - ・ 測定頻度
  - 報告
    - ・ 報告先
    - ・ 報告手段
    - ・ 報告様式必要報告情報
  - 安全管理(モニタリング要員の被ばく管理等)

注 別途、要員・資機材の動員計画において、要員・資機材の動員、移動・輸送方策、関係省庁への協力依頼の協力、長期対応等について規定する。



平成 年 月 日 時  
原子力規制委員会

## 緊急時モニタリング実施計画（案）

平成〇年〇月〇日、〇〇電力〇〇原子力発電所において発生した原子力災害特別措置法第10条の特定事象にあたり、緊急時モニタリング実施計画を以下のとおり策定する。

### 1. 実施機関

- (1) 原子力規制委員会、原子力規制庁
- (2) 〇〇県
- (3) 〇〇電力〇〇発電所
- (4) 〇〇省
- (5) 〇〇〇機構

### 2. 測定項目

- (1) 空間放射線量率
- (2) 大気中の放射性物質の濃度
- (3) 環境試料中の放射性物質の濃度

それぞれ、詳細は別表のとおり。なお、モニタリング項目の詳細については、現地の状況や実気象に基づき、モニタリングセンターの判断により見直すことができる。

### 3. 報告

モニタリング結果は、ERC放射線班に速やかにFAX等で報告する。報告にあたっては、別表に示した必要報告情報は少なくとも記載されているものとする。（報告先：ERC放射線班 [FAX 03-XXXX-XXXX]）

### 4. 注意事項

モニタリング要員について、適切に被ばく量を把握する等、安全を確保するように努める。

別表 測定項目一覧

測定内容	担当機関	測定方法	測定場所	測定頻度	必要報告情報	重要度	
空間放射線量率 線種：γ線	原子力事業者（〇〇電力）	モニタリングポスト サーベイメータ	敷地内及び敷地境界 敷地外（〇km 圏内）	連続測定 毎時	測定地点 測定日時 線量率値 単位	A	
	〇〇県・市町村	モニタリングポスト モニタリングステーション 可搬型モニタリングポスト サーベイメータ	敷地外（〇km 圏外） 主に発電所より〇〇方向	連続測定 連続測定 連続測定 毎日			
	原子力規制庁	サーベイメータ 走行サーベイ	〇km 圏外定点	毎日 毎日			
	〇〇省 □□機構	航空機モニタリング サーベイメータ	サイト周辺〇km 圏内 敷地外（〇km 圏外） 主に発電所より〇〇方向	別途指示 毎日			
	大気中放射性物質 対象核種：放射性ヨウ素、放射 性セシウム	原子力事業者（〇〇電力）	排気モニタ	排気塔	連続測定	試料採取地点 試料採取期間 核種毎濃度値 単位	B
		〇〇県・市町村	モニタリングステーション	〇〇	連続測定		

平成 年 月 日 時  
原子力規制委員会

## 緊急時モニタリング実施計画（案）

平成〇年〇月〇日、〇〇電力〇〇原子力発電所において発生した原子力災害特別措置法第15条の原子力緊急事態にあたり、平成〇年〇月〇日〇時の緊急時モニタリング実施計画を改定し、以下のとおり策定する。

### 1. 実施機関

- (1) 原子力規制委員会、原子力規制庁
- (2) 〇〇県、〇〇県
- (3) 〇〇電力〇〇発電所
- (4) 〇〇省、〇〇省
- (5) 〇〇〇機構、〇〇研究所

### 2. 測定項目

- (1) 空間放射線量率
- (2) 大気中の放射性物質の濃度
- (3) 環境試料中の放射性物質の濃度

それぞれ、詳細は別表のとおり。なお、モニタリング項目の詳細については、現地の状況や実気象に基づき、モニタリングセンターの判断により見直すことができる。

### 3. 報告

モニタリング結果は、ERC放射線班に速やかにFAX等で報告する。報告にあたっては、別表に示した必要報告情報は少なくとも記載する。

（報告先：ERC放射線班 [FAX 03-XXXX-XXXX]）

### 4. 注意事項

モニタリング要員について、適切に被ばく量を把握する等、安全を確保するように努める。

別表 測定項目一覧

測定内容	担当機関	測定方法	測定場所	測定頻度	必要報告情報	重要度
空間放射線量率 線種：γ線	原子力事業者（〇〇電力）	モニタリングポスト サーベイメータ	敷地内及び敷地境界 敷地外（〇km 圏内）	連続測定 毎時	測定地点 測定日時 線量率値 単位	A
	〇〇県・市町村	モニタリングポスト モニタリングステーション 可搬型モニタリングポスト サーベイメータ	敷地外（〇km 圏外） 主に発電所より〇〇方向	連続測定 連続測定 連続測定 毎日		
大気中放射性物質 対象核種：放射性ヨウ素、放射 性セシウム	原子力規制庁	サーベイメータ 走行サーベイ	〇km 圏外定点	毎日 毎日		
	〇〇省	航空機モニタリング	サイト周辺〇km 圏内	別途指示		
	〇〇機構	サーベイメータ	敷地外（〇km 圏外） 主に発電所より〇〇方向	毎日		
	原子力事業者（〇〇電力）	排気モニタ	排気塔	連続測定	試料採取地点 試料採取期間 核種毎濃度値 単位	
環境試料中の 放射性物質 対象核種：放射 性ヨウ素、放射 性セシウム	〇〇県・市町村	モニタリングステーション エアサンブラ、簡易分析	〇〇	連続測定 毎日		
	原子力規制庁	エアサンブラ、簡易分析	〇	毎日		
	〇〇機構	エアサンブラ、簡易分析	〇	毎日		
	〇〇県・市町村	探土器、簡易分析	〇〇	毎日	試料名 試料採取地点 試料採取日時 核種毎濃度値 単位	
（土壌） （水道水）	原子力規制庁	探土器、簡易分析	〇km 圏外	毎日		
	△△省	探水、簡易分析	〇〇地区	毎日		

## モニタリングセンターについて(案)

平成25年1月29日

## 【モニタリングセンターのあり方】

緊急時モニタリングを、国、地方公共団体、原子力事業者が協力して展開するためには、現行のモニタリングセンターが受け皿となることが効果的である。緊急時において三者が円滑に協力できるように、平常時から適切な精度管理が行われるように相互チェックを行うなど、モニタリングセンターの運営に主体的に協力する。

## モニタリングセンター組織の機能と人員構成

	機能	要員の適性	構成
モニタリングセンター長	・緊急時モニタリングの指揮、総括	・緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地でモニタリング組織に入るまでは道府県で代行
企画・評価班	・モニタリング項目の決定 ・関係機関との調整 ・モニタリング結果の解析、評価 ・住民の被ばく推定	・緊急時モニタリングに関する知見を有する者 ・緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。
情報収集・管理班	・モニタリング結果の収集、整理 ・モニタリング結果の報告、発信 ・関係機関との情報授受	・モニタリング結果の整理を行える者	各組織から上がる情報を国（ERC放射線班）で集約するために、国担当者を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。
測定・分析班	・遠隔監視装置の監視 ・空間線量率の現地測定 ・環境試料の採取、分析	・緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。

・緊急時モニタリング時に想定されるモニタリングセンターの活動の流れを別紙に示す。

○モニタリングセンターは、災害対応において関係機関の連携を図る現地事故連絡会議や原子力災害合同対策協議会の下に組織する。

○国や自治体の放射線班は、防護対策の実施検討を担当し、モニタリングに関する機能はモニタリングセンターに集約するものとする。

モニタリングセンターの活動の流れ

	国	道府県	市町村	発災事業所	その他の事業所
警戒事象	通 報			通 報	
	平常時モニタリングの強化			平常時モニタリングの強化	
	モニタリングセンターの設置				
	要員派遣	要員呼集	要員派遣		要員派遣
	資機材準備	資機材準備			資機材支援準備
	国到着後は国が実施	実施調整			
特定事象	通 報			通 報	
	現地事故対策連絡会議にモニタリングセンター組み込み				
	緊急時モニタリング実施計画作成				
	緊急時モニタリングの実施				
	情報集約、共有				
	結果の解析、報告				
原子力緊急事態	原子力災害合同対策協議会にモニタリングセンター組み込み				
	緊急時モニタリング実施計画改定				
	緊急時モニタリングの実施				
	情報集約、共有				
	結果の解析、報告				

モニタリングセンターの組織図

